

東武会 NEWS

東武会NEWS
No.1810
平成18年10月発行

今月のトピック 「川越ナンバー」交付開始!

10月10日より『ご当地ナンバー』の交付が開始されます。近隣では所沢自動車検査登録事務所において『川越ナンバー』が登場します。対象地域は川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町です。

ご当地ナンバーは新規登録される自動車や移転登録・変更登録によりナンバー変更される自動車から順次交付されますが、現在使用中の自動車についても希望があれば運輸支局などに自動車を持ち込み交換することが可能です。

また、希望番号制度によるナンバー予約を既に開始しており、所沢自動車検査登録事務所における川越ナンバーの希望番号予約は既に818件となっています。(平成18年10月4日現在)

<その他のご当地ナンバー>

仙台	高崎	諏訪	一宮	下関
会津	成田	伊豆	鈴鹿	
つくば()	柏	岡崎	堺	
那須	金沢	豊田	倉敷	

つくばナンバーは平成19年2月13日より交付されます。



困りごとと無料相談会日程 (随時追加予定)

10月21日(土)	フォーシーズンズ志木 10:30~18:00
10月28日(土)	新座市民会館 9:00~17:00
10月29日(日)	朝霞市民会館 9:00~16:30
11月18日(土)	志木市民総合センター 9:00~18:00
11月26日(日)	にいざほっとぶらざ 10:00~17:30
12月3日(日)	にいざほっとぶらざ 10:00~17:30
12月16日(土)	志木市民会館 9:00~18:00

専門業務部 通信

<国際業務部>

<陸運業務部>

外国人雇用対策

厚生労働者では、外国人労働者の本邦への受入施策、雇用管理改善へ向けた施策を行っています

外国人労働者受入の考え方

(外国人労働者問題に関するプロジェクトチーム)

1. 専門的、技術的分野の外国人労働者
経済社会の活性化・一層の国際化を図る観点から、より積極的な受入を推進。

2. 単純労働者

国内労働市場を踏まえ、経済又国民生活に多大な影響を考慮し、充分な対応が必要。

又、少子化・高齢化対応としての外国人労働者受入を考えるのは妥当ではない。

厚生労働者HPより抜粋

パスポート電子申請の停止

外務省は、平成15年度末より、パスポート電子申請を開始してきましたが、システムによる申請が極めて低調であること等を理由に、平成18年9月末をもってシステムによる申請を停止することとなりました。

外務省HPより抜粋

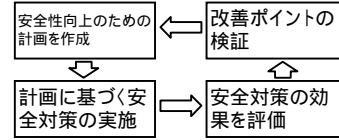


<環境業務>記事はお休みしました

道路運送法・貨物自動車運送事業法 一部改正!!

平成18年10月から、すべての運送事業者(旅客・貨物とも)は、『運輸安全マネジメント』の導入し、常に輸送の安全性を向上するよう努めなくてはならないものとされました。

運輸安全マネジメントとは



また、毎年度「輸送の安全に関する基本指針」その他輸送の安全にかかる情報を公表することが、一定規模以上の事業者には、『安全管理規定』の作成・届出、『安全統括管理者』の選任・届出も義務付けられました。

東武会 “今月の重点活動”

★ 建設許可更新 キャンペーン 実施中! ★

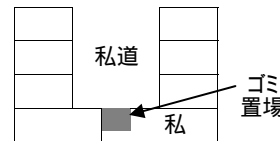
ただいま、行政書士ネットワーク東武会では、地元地域の建設業者様の許可更新手続きを特別価格にてお受けしております。更新間近の建設業者様、この機会を是非ご利用ください。

今月の「困りごと」 “困りごとと無料相談会”より

当会主催の困りごとと無料相談会で多い相談例を、統合整理し掲載しております。



私の家の入口には、近所のゴミ置場があり、特に夏場等はその臭気に悩まされています。私の家は私道の奥にあり、私道の入口付近に置いた方が合理的と思います。自治会にもゴミ置場の移設をお願いしていますが、遅々として進みません。何か方法はありますかしょうか。



以前「ゴミ」に関するご相談は、工場や建設現場等の事業性の廃棄物についてが多かったのですが、産業廃棄物に関する法律(罰則)が強化された事で減少し、変わって増加したのが、家庭ゴミ(一般廃棄物)に関するご相談です。一般廃棄物の紛争で困るのは、近隣関係の問題であり、問題が紛糾すると近隣関係が悪化し、住みづらくなる事です。住みづらくならない事に注意すると、何にしても「話し合い」の中で解決する事を考えた方が良いと思われます。具体的には例えば「ごみ置場」の持ち回り制等を提案しその考え方に賛同してくれる近隣の方を少しずつ増やして行く方法等が考えられます。

家庭ゴミの問題は、被害者の受忍限度が問題になるケースが多いのですが、誰でも家の前が「ゴミ置場」になるのは喜びません。代替方法を提案しながら問題解決を目指して行く姿勢が必要かも知れません。

同様なケースで訴訟にまで発展したケースもある様ですが、(これは、被害者が加害者に対し、ゴミを出す事を禁止する様求めた訴訟です。)判決はゴミ出しを禁止しましたが、禁止するのは判決から6ヵ月後としたものでした。これはその6ヶ月の間に、地域での話し合いを期待したものだと思われます。

「相続・遺言」の出張勉強会開催中!

4名様以上のグループに出張します。費用はテキスト代×人数分のみです。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

その他各種勉強会出張開催いたします

一般・企業向け勉強会

- ・相続・遺言
- ・独立・開業
- ・会社の財務
- ・各種営業許可

行政書士向け業務勉強会

- ・相続・遺言業務
- ・在留資格等国際業務
- ・産廃許可等環境関係業務
- ・運送事業関係業務

詳細については、事務局までお問い合わせ下さい。

行政書士ネットワーク東武会

事務局のご案内

所在地

埼玉県志木市上宗岡1-17-15
(内藤行政書士事務所内)

TEL/FAX 048(487)2014

ホームページ http://www.toubukai.net

メール info@toubukai.net

行政書士 内藤 明雄

行政書士 新井 浩

行政書士 関 智一

行政書士 藤田 浩樹

行政書士は法律に基づく国家資格者です。申請書類・相続関係書類などの権利義務・事実証明に関する書類の作成・相談を行なっています。